

(参考)

製薬企業への再就職の自粛

平成 8 年 5 月 31 日

厚生省職員の退職後の再就職問題については、現在、国家公務員法第 103 条の規定に基づき、離職後 2 年以内に離職前 5 年間に所属していた省庁と密接な関係のある営利企業に就職する場合、人事院等の承認がないと再就職できないこととされている。

この法規制以上に再就職を制限することは、公務員制度全体の在り方にもかかわる問題と考えるが、今回の一連の問題に関して、厚生省と製薬企業との間に癒着があるのではないかと国民に疑念を生じさせたこと、薬務行政が人の生命、健康に係わることを重く考えて、厚生省として襟を正すため、次の自粛措置を講じることとした。

- ① 事務次官、官房長及び薬務局の指定職を経験した者が、製薬企業の役員に再就職することについて、自粛を促す。
- ② その他の指定職以上の地位を経験した者が、製薬企業の役員に再就職することについては、離職後 3 年以内は自粛を促す。
- ③ 本省課長以上の経験のある者が、離職後 2 年以内に製薬企業に再就職することについては、人事院への再就職の承認申請を行わないよう自粛する。